

令和 8 年度本庄地区公民館整備工事

図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
A-01	特記仕様書（1）	-	E-01	特記仕様書（1）	-
A-02	特記仕様書（2）	-	E-02	特記仕様書（2）	-
A-03	特記仕様書（3）	-	E-03	1階電気設備改修図（1）	1/50
A-04	特記仕様書（4）	-	E-04	1階電気設備改修図（2）	1/50
A-05	特記仕様書（5）	-	E-05	1階電気設備撤去参考図（1）	1/50
A-06	配置図 付近見取り図	1/200	E-06	1階電気設備撤去参考図（2）	1/50
A-07	改修前 平面図	1/100			
A-08	改修後 平面図	1/100	M-01	機械設備工事特記仕様書（1）	-
A-09	改修前 平面詳細図	1/50	M-02	機械設備工事特記仕様書（2）	-
A-10	改修後 平面詳細図 建具図	1/50	M-03	換気設備 1階撤去参考図・改修ダクト図	1/50
A-11	展開図	1/50	M-04	衛生設備 1階撤去参考図・改修配管図	1/50

株式会社 白兔設計事務所

1. 工事場所 鳥取県岩美郡新井地内
2. 敷地面積 1,966.53 m²
3. 地域地区 都市計画地域（○内・外） 市街化調整区域（○内・外）
用途地域（区域区分非設定） 防火地域（指定なし）

共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁房営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官庁房営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

(2) 図面又は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める必要資料等を（報告書等）を添付する。

(3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。
◎印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
◎印と※印のついた場合は共に適用する。

(3) 項目に【 】 の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表示。
（ ） の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表示。

(4) ◎印は、「国等」その他の環境物品等の調達に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」（環境省の水・エネルギー白紙ロードマップ）による。

(5) 関係法令（条例を含む）の改正等により、内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監査職員と協議を行うものとする。

(6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。

⑦ 材料の品質等
[1. 4. 2]

8 石綿含有建材の調査
[1.5.1]

9 施工数量調査
[1. 6. 2]

10	調査のための破壊部 の補修
----	------------------

⑪ 技能士
[1. 7. 2]

[illegible]

材料・部材の品質及び性能

- 1) 本工事に使用する材料は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能をもつものとする。
- 2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
- 3) 標準仕書等に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
- 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書等の写し）を監督員に提出して承諾を受けなければならない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
 - ① 品質及び性能に関する試験データが管理されている。
 - ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
 - ③ 安定的な供給が可能である。
 - ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。
 - ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
 - ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられている。
- 5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料

爪型付用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリースペースフロア
無収縮グラウト材	可動調仕切
花式保護材	移動調仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠鎖類	床点検口
クロージング	グレーチング
自動厚機構	屋上換気システム
自閉式上吊り引揚機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	底調合目地材
オーバーヘッドドア	鉄筋鉄ふた
防水剤	

調査

※石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う

貸与資料（ ）

・分析による石棉含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロソドライト、トレモライト

分析方法

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
 サンプル数 1箇所あたり3サンプル
 採取箇所 図示

調査対象 外壁面（底、笠木等）・屋根等 ④ 図示
調査方法 写真ストロマンターによる打診及び目視 ④ 図示

調査内容は、外壁面及びフロアに於ける外壁面等の目視調査、床裏面、内部等で見逃し及び耐震及び耐風等の有無についての位置及び数量（割、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面の目視調査、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（割、長さ、面積）の調査を行う

また、その報告書は、調査結果を立面図等に転記し集計表を添え「監督員に２部提出する（必要に応じて写真等も添付する）」

補修方法 ※ 図示

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための教育指導を行う
(技能士：職業能力開発促進法による一般技能士又は単一等級の資格を有する者)
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札(下図参考)を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	- とび作業
防水改修工事	防水施工	- アスファルト防水工事作業 - ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 - アクリルゴム系塗膜防水工事作業 - 合成ゴム系シート防水工事作業 - 塩化ビニル系シート防水工事作業 - セメント系防水工事作業 - シーリング防水工事作業 - 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 - FRP防水工事作業

外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業

建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
建具製作		・ 木製建具加工作業
ガラス用フィルム施工		・ 建築フィルム作業
建築大工		○ 大工工事作業
建築板金		・ 内外装板金作業
内装仕上施工		○ 鋼製下地工事作業

	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 - カーペット系床仕上げ作業 （２級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む） ○ ボード仕上げ工事作業
塗装	○ 塗装作業
左官	- 左官作業
タイル張り	- タイル張り作業

⑫ 化学物質の濃度測定
[1. 7. 10]

13 完成写真

⑭ 完成時の提出図書
[1.9.1, 2]

⑮ 設備工事との取り合

16 撤去部分

17	適用区分
----	------

〔技能士名札参考図〕

45 mm

□ 技 能 士

職 種 建築大工
職 別 1 級
氏 名 ○山○夫
血 液 型 ○型
勤 務 先 ○○工務店
自 宅 鳥取市
0000000000

写真 (20×40)

技能士の職種の用いし色を記入することも可

技能士の性別

技能士の事務別

技能士本人の住所

名札の発行元

9.0 mm

1) 測定対象室のホルムアルデヒド、ステレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める許容値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
・パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う

測定対象室()

2) パンツ型計採機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。

①30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（送り付け扉、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。

②5時間閉鎖

①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、送り付け扉、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

③測定

イ ②の状態のままで測定する。

ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間等の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

④分析

測定対象化学物質を採取したバップ型採取器を分析機に送付し、濃度を分析する。

⑤その他

監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

下記のものを監督職員に提出する				
区 分	分類・規格	撮影場所	部数	備考
※ 工事記録写真	カラーサービソ判	各工区の上工程	1部	
※ 完成写真	カラーサービソ判	○ 内部 10箇所	2部	
		○ 外部 箇所	2部	
・	カラーキヤビソ判	○ 内部 箇所	部	
		○ 外部 箇所	部	
・ パネル	カラー	○ 四切 箇所	部	
		○ 半切 箇所		
		○ 全紙 箇所		

☒ 電子データ又はネガの提出〔工事記録写真〕 (☒ 要 ・ ☐ 不要)
☒ 電子データ又はネガの提出〔完成写真〕 (☒ 要 ・ ☐ 不要)

下記のものを監督職員に提出する

※	CADデータ	1	式
※	異国の大型コピー（白線）の2つ折製本	1	部
※	縮小版2つ折製本（A4版）	1	部
	・ 複写 縮小版A3バツ機		部

完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整理する）

※	案内図・配置図	配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
・	改修範囲表	改修概要、部位等を表示する
・	平面図	室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
・	立面図	外壁仕上、補修範囲等を表示する
・	断面図	階高、天井高を表示する
※	仕上表	屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
・	構造図	杭、構造躯体等を表示する
・	その他（ ）	

設備工事との取り合い		機 室	電 気	機 能
○ コンクリート壁、床、変圧通廊	補強 開口	※	※	※
- 鉄骨造の開口及び補強		※	※	※
○ 照明器具、幹線等の吊りボルト		※	※	※
- 幹線鉄骨壁のボックス取付用地下		※	※	※
- 埋込分電盤・端子箱・プルボックスの 取付及び埋込部分の補強	仮付 補強	※	※	※

・ OAフロア・フリースペースフロアの切込み及び補強	※	※	※
○ 増設設備取付用の天井	切込	※	※
増設の切込加工、下地の補強	補強	※	※
・ 自動開閉装置を取付ける防水戸の切込み、補強及び ドアクローザ、フロアヒンジ	※	※	※
・ 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（壁を含む）	※	※	※
・ テレビアンテナ	基礎	※	※
	アンカーボルト	※	※
○ 天井点検口	※	※	※
・ 機器置のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	※	※
	屋上設置	※	※

コンクリート、モルタル等の鑿入部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
ダイヤモンドカッター切り深さ(※30mm程度)

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

基準風速 $V_0 = \text{m/s}$

地表面粗度区分 $\cdot \text{I} \cdot \text{II} \cdot \text{III} \cdot \text{IV}$

調査区分 平成12年5月31日建設省告示第1455号 別表()

18	保全に関する資料 [1. 9. 3]	下記のものをA 4 版ファイルに原本として監督職員に提出する。 ・ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ○ 機器的性能試験成績書及び取扱説明書 ○ 保証書 ・ 官公署提出書類（保守に必要とするもの） ・ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書 ・
19	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんする火災保険等に加入する。 （保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期+21日）とする。）
20	環境配慮	鳥取県公共事業環境配慮指針 ※ 対象工事 非対象工事
21	雑碎リサイクル法	※ 対象工事 非対象工事
22	鳥取県福祉の まちづくり条例	※ 対象工事 非対象工事
23	景観形成条例	※ 対象工事 非対象工事
24	建築物省エネ法	※ 対象工事 非対象工事

2	①	騒音・粉じん等の対策 【2.1.3】	騒音・粉じん等の対策 ・防音パネル ・防音シート 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲
	②	足場その他 【2.2.1】 【表2.2.1】	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別表1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行等併用方式より行う。 外部足場 ・設置する(範囲 ※工事に必要な範囲) ○設置しない 防音シート ・設置する(範囲 ※工事に必要な範囲) ・設置しない 内部足場 ○設置する(※脚立・足場板等) ・設置しない 材料、搬出材等の運搬方法 A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種 C 種：利用可能なエレベーター () D 種：利用可能な階段 ()

③ 既存部分の養生
[2.3.1]

養生方法等

- ・ 既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等による
- ・ 既存家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等
- ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ビニルシート等（取外し再取り付けを行う）
- ・ 保管場所 ※構内既存施設内
- ・ 固定された家具等（鏡、机、ロッカー等）の移動 ※行う（図示）

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4	仮設間仕切り [2. 3. 2]	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ※ 図示 仮設間仕切りの種類と材質等 - A種 ※ B種 ※ C種 ※ 図示 A、B種の仕上げ材 ※ 芯材ボード (DB-R 厚さ9.5mm) ・ 合板 (普通合板 厚さ9mm) A、B種の片面への塗装等 ・ 行う ※ 行わない - A種のガラスウール等の充填材 ※ 行う (JIS A 6301ガラスウール吸音材 2号2K 厚50mm) ・ 行わない 仮設扉の種類 ※ 本棚 (合板張り程度) ・
---	---------------------	--

5	監督職員事務所 [2. 4. 1]	※ 設ける m^2程度 ○ 設けない 現場に設置する機具等は、現場説明書の施工条件明示事項による。 ・ 既存建物内の一部を使用する（場所） ・ 構内に新設する 規模（ m^2）
----------	------------------------------	--

[illegible]

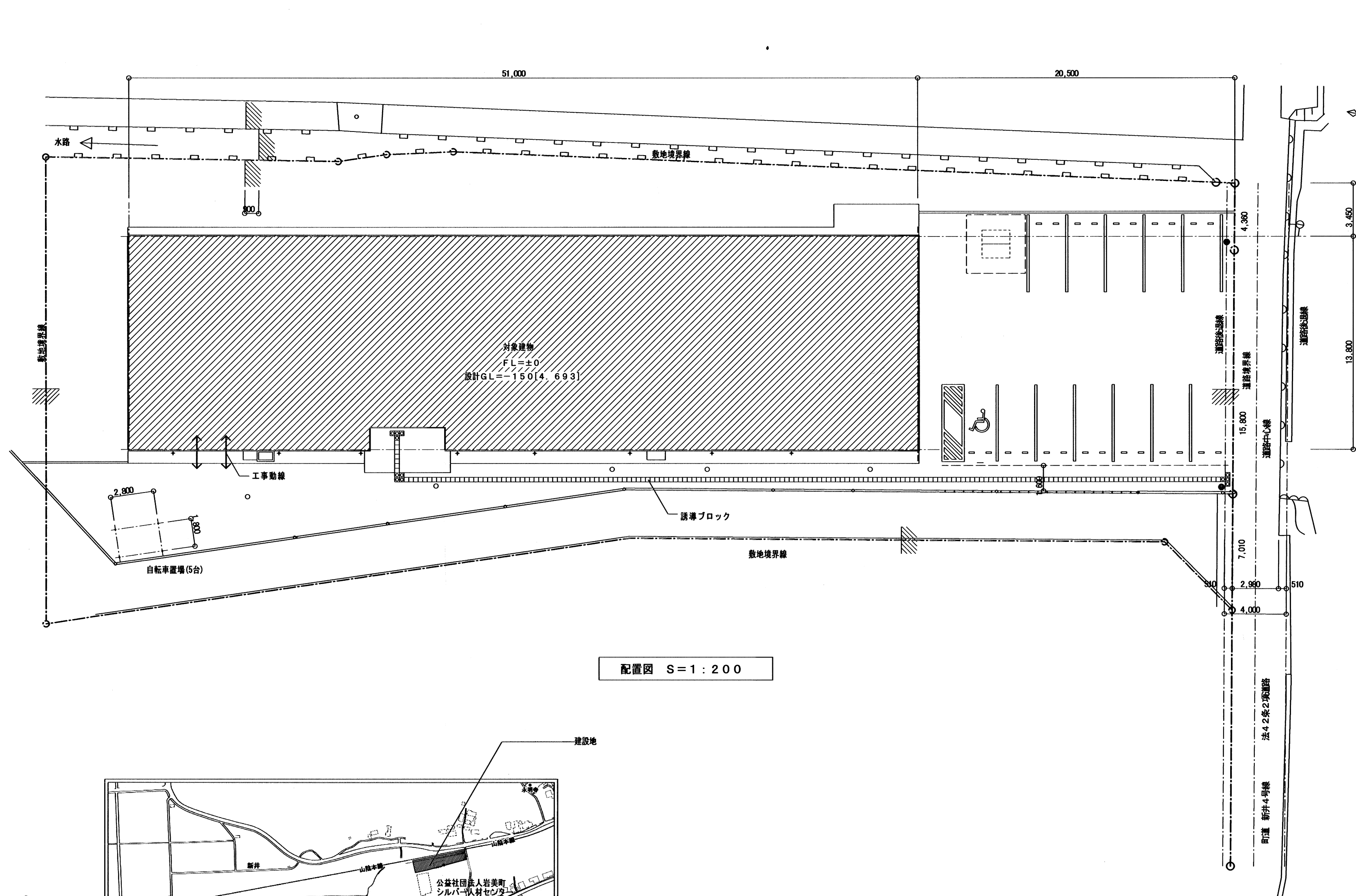
7	工事用水	構内既存の施設	※ 利用できない	☐ 利用できる (☒ 有償 ・ 無償)
8	工事用電力	構内既存の施設	※ 利用できない	☐ 利用できる (☒ 有償 ・ 無償)
9	工事用仮設物	構内既存の施設	☐ 利用できない	・ 利用できる
10	工事現場の イメージアップ			

3	①	改修工法 [5. 1. 3]	建具の種類 ・アルミ製建具 ・樹脂製建具 ・鋼製建具 ・外部 ・内部 ○鋼製樹脂建具 ・ステンレス製建具	かぶせ工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・	撤去工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・	適用箇所 ・建具表による ・建具表による ・建具表による ・建具表による ○建具表による ・建具表による							
							新築に建具を設ける場合 壁部分の開口の明け方 ※図示 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示						
							2	防火戸 [5. 1. 4]	・適用する 指定箇所（※建具表による） 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は熱感知器との連動 ※連動させる 適用箇所（※建具表による） ・連動させない				
									3	建具見本の製作 [5. 1. 5]	※製作しない ・製作する（納まり等が分かる程度のもの）		

Architectural specification form for '令和8年度本庄地区公民館整備工事' (Reiwa 8th Year Honjo District Citizens Hall Improvement Work). The form is divided into sections for various materials and construction details, including glass films, reinforcement, waterproofing, and floor tiles. It includes detailed tables for material specifications, dimensions, and performance requirements, as well as checkboxes for compliance with various standards and codes.

令和 8 年度本庄地区公民館整備工事
(5) 耐火性能
建築基準法第2条第9号の規定に基づく不燃材料又は燃焼終了後の残炎時間が0秒
(6) 帯電防止性能評価値 (U)
0.6以上
(7) 感電防止性能
漏えい抵抗 (R) ≥ 1 × 10^6 Ω
(8) 歩行感
通常の歩行において空荷重がたががなく、歩行感に違和感がない
(9) メンテナンス性
交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。
(試験方法)
(1) 耐震性能
1) 設計床高 ≤ 300mmの場合
試験体ユニット1000mm×2500mm程度
所定の重りの質量 3000N・200kg 5000N・350kg
加振 0.6g: 所定加速度600cm/s^2 1.0g: 所定加速度1000cm/s^2
2) 300mm<設計床高 ≤ 600mmの場合
① 固定台による耐震性能試験
イ、支柱調整式-支柱分層型・支柱固定タイプの全てのタイプ下、下記の試験方法-1又は、試験方法-2による。
ロ、原則として、試験方法-1はパネル単体設置 (Aタイプ) に適用し、試験方法-2はパネル連結設置 (Bタイプ) に適用するものとする。
②試験方法-1
イ、試験は、コナット (JIS A 5371P) 44×41無筋コナット製品 種類: N300) に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。
ロ、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。
③試験方法-2
イ、試験は、コナット (JIS A 5371P) 44×41無筋コナット製品 種類: N300) に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時 水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。
ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。又、800mm×800mmに荷重3,200 N (5,000 N/1㎡相当) を1箇所設ける。
④零点補正及び測定記録試験体と試験後の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“0”にした状態を零点とする。
又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。
3) 共通事項
試験に使用する表面仕上げ材
種類: タイルカーペット
繊維素材: ナイロン100 %
パイル高さ: ルーフパイル
パイル長: 3.0mm~4.0mm
バックング素材: 塩化ビニル樹脂
単位質量: 4.0kg/㎡~7.0mm
全厚質量: 4.0kg/㎡~64.0kg/㎡
人体耐電圧: 2KV以下
(2) 表示
(20. 2. 11)
3 ブラインド
(20. 2. 14)
形式 操作方法 種類 スラットの材質 スラット幅 (mm) ボックス レールの材質 幅・高さ
・横型 ・手動 ※ギア式 ※アルミニウム ※25 ※鋼製 ・ ・ ・
・電動 -
・縦型 ・手動 ※2本操作コード式・1本操作コード式 ※アルミスラット・クロススラット ・80・100 アルミニウム合金製 ・ ・
・電動 -
アルミスラット 後付け塗装仕上げ
クロススラット 消防法で定める防火性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は [G] とする。
4 コールスクリーン [G]
(20. 2. 15)
材質 操作方式 透光性能 寸法 (mm) 取付箇所 備考
・ガラス繊維製 ・電動式 ・1級 ・ ・ ・
・合成・天然繊維製 ・スプリング式 ・2級 ・ ・
・木製 ・チェーン式 ・3級 ・ ・
鳥取りパイプ、ウェイトロープ、操作コード又は操作チェーンその他の材料
※製造所の仕様
5 カーテン及びカーテール
(20. 2. 16)
形式 開閉操作 ひだの種類 生地の種類、品質、取付箇所 備考
・シングル ・片引き ・手引き ・つまみひだ ・ ・
・ダブル ・引分け ・ひも引き ・箱ひだ、片ひだ ・ ・
・電動 ・ブレンひだ ・ ・
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は [G] とする。
鳥害カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上
カーテンレール
材質 ※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
・ステンレス製
形式 ・シングル ・ダブル
・片引き ・引分け
強さによる区分 ※ 10-90
仕上げ ※アルマイト
形状 ※角形
6 ブラインドボックス及びカーテンボックス
異型×深さ (mm) ・90×150 ・120×80 ・120×150 ・150×80 ・ ・ ・
材質 ・集成材 (仕上り:)
・アルミニウム製 押出し型材 (市販品)
・表面処理 ・BC-1 ・BC-2 (・標準色 () ・特注色 ())
・鋼製 (仕上り:)

Architectural specification form for '令和8年度本庄地区公民館整備工事' (Reiwa 8th Year Honjo District Citizens Hall Improvement Work). The form is divided into sections for various materials and components, including: ⑦ Point of view, ⑧ Point of view, ⑨ Point of view, ⑩ Point of view, ⑪ Point of view, ⑫ Point of view, ⑬ Point of view, ⑭ Point of view, ⑮ Point of view, ⑯ Point of view, ⑰ Point of view, ⑱ Point of view, ⑲ Point of view, ⑳ Point of view, ㉑ Point of view, ㉒ Point of view, ㉓ Point of view, ㉔ Point of view, ㉕ Point of view, ㉖ Point of view, ㉗ Point of view, ㉘ Point of view, ㉙ Point of view, ㉚ Point of view, ㉛ Point of view, ㉜ Point of view, ㉝ Point of view, ㉞ Point of view, ㉟ Point of view, ㊱ Point of view, ㊲ Point of view, ㊳ Point of view, ㊴ Point of view, ㊵ Point of view, ㊶ Point of view, ㊷ Point of view, ㊸ Point of view, ㊹ Point of view, ㊺ Point of view, ㊻ Point of view, ㊼ Point of view, ㊽ Point of view, ㊾ Point of view, ㊿ Point of view. Each section contains detailed specifications, material lists, and performance requirements.



* 敷地概要
建築場所：鳥取県岩美郡岩美町新井地内
敷地面積：1,966.53m²
都市計画：都市計画区域内（区域区分非設定）
防火地域：なし
用途地域：地域指定なし 容積率 240% 建ぺい率 70%
道路：全面道路 4.000m
接道長さ 27.170m

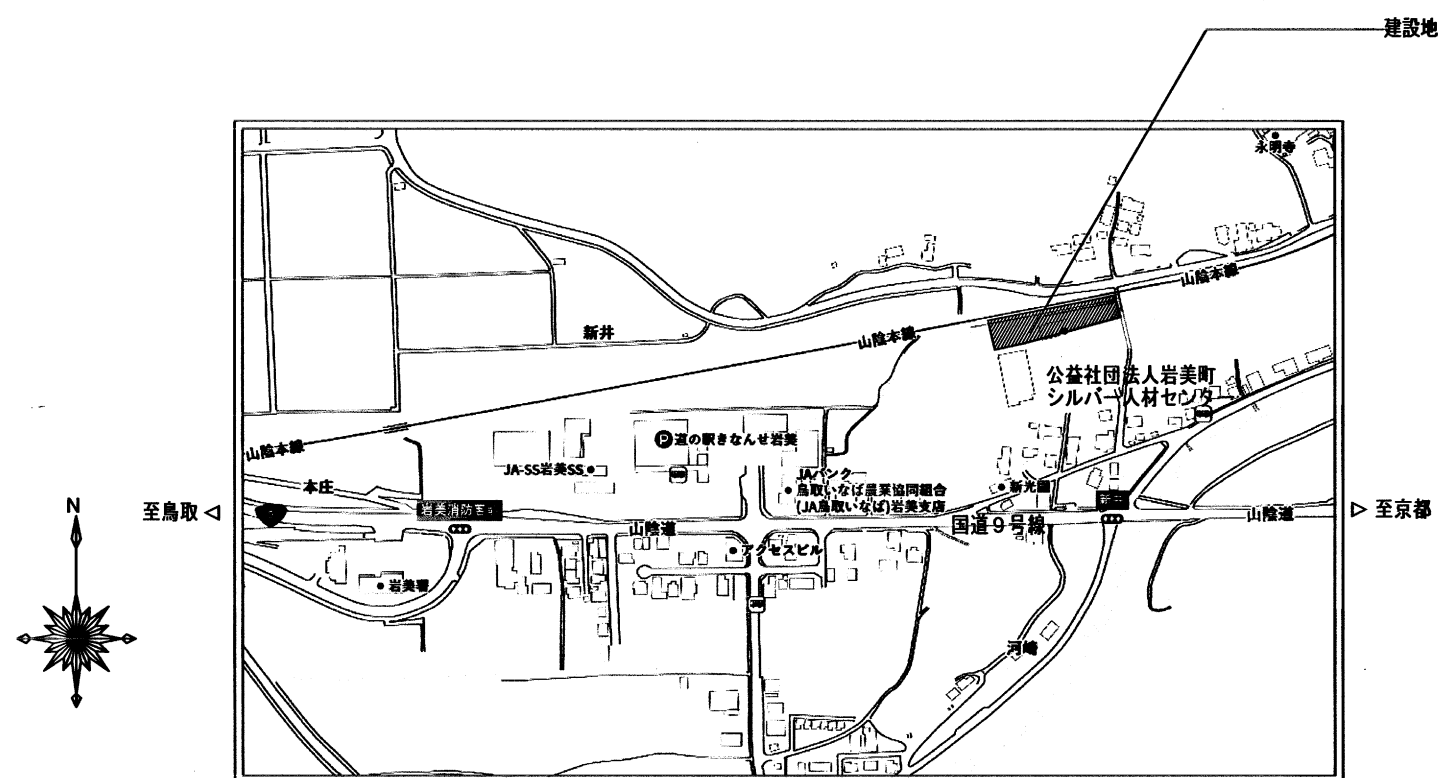
* 建築概要
建築面積：711.77m²
延床面積：702.74m²
最高の高さ：5.080m
最高の軒の高さ：3.997m
構造・規模：鉄骨造平屋建て
確認済番号：第H29確認建築鳥取県東00010号
確認年月日：平成29年8月2日
検査済番号：第H29確認建築鳥取県東00014号
検査年月日：平成30年3月12日

工事概要

- 子育て幼児室の床結露対策工事及びトイレ改修他
- ・子育て幼児室 非床暖房部の結露防止対策及びスクリーンの設置
 - ・子供用トイレ 一般用トイレへの改修
 - ・子育て授乳室 カーテン及びカーテンレールの撤去
 - ・子育て幼児室、つどの広場、廊下 ビクチャレールの設置

※施設を利用しながらの改修工事となるため、施設管理者と十分に協議し、施設利用者の安全確保及び施設運営に配慮すること。

配置図 S=1:200



付近見取図

令和8年度本庄地区公民館整備工事

配置図 付近見取り図

CHECKED BY.



株式会社 白兎設計事務所

鳥取県知事 登録番号 第05-142号
管理建築士（一級建築士登録番号 202791） 廣田 浩明

PROJECT NO	DATE	DRAWING BY.
2026-08	2026.7	一級建築士登録番号 第314245号 中島 直行
DRAWING NO	SCALE	
A-06	1/200	

